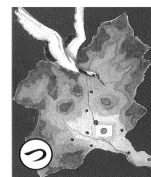




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月30日(金) 号外(第9号)

目次

	ページ
規 則	
○群馬県財務規則の一部を改正する規則(会計課)	2
告 示	
○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正(会計課)	4
○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正(同)	4
訓 令	
○群馬県処務規程の一部を改正する訓令(人事課)	5
○群馬県文書管理規程の一部を改正する訓令(総務事務センター)	5
災害対策本部規程	
○群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(危機管理室)	6
国民保護対策本部規程 緊急対処事態対策本部規程	
○群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(危機管理室)	6

規則

群馬県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第三十四号

群馬県財務規則の一部を改正する規則

群馬県財務規則(平成三年群馬県規則第十八号)の一部を次のように改正する。第六十条の二の見出しを「(徴収事務等受託者による徴収又は収納の事務)」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

徴収事務等受託者は、歳入を直接徴収し、又は収納したときは、領収書を納人に交付するものとする。ただし、利用券等の売上金を収納する場合は、この限りでない。

第九十三条第一項ただし書中「の各号」を削り、「、それぞれ当該各号に定める」を「四半期分の額の範囲内において、第六号に掲げる経費で常時必要とするものうち会計管理者が特に必要と認められた経費は一月分の」に改め、同項第一号中「四半期分の予定額」を「」に改め、同項第二号中「社会参加費 四半期分の予定額」を「社会参加費」に改め、同項第三号中「」 四半期分の予定額」を「」に改め、同項第四号中「災害等緊急経費 一月分の金額」を「災害等緊急経費」に改め、同項第五号及び第六号中「経費 一月分の金額」を「経費」に改め、同項第七号を削る。

第九十五条第六項中「第一項から第三項まで」を「第一項本文、第三項、第四項」に改め、「収入調定者」との下に「第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、資金前渡職員は、第九十三条第一項各号に規定する経費で常時必要とするものについては、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める期間内において支出命令者の確認を受けるものとする。ただし、同項第四号に規定する経費について、別に定めがある場合は、この限りでない。

- 一 第九十三条第一項第一号に該当するもの 当該年度終了後十日以内
二 第九十三条第一項第二号から第六号までに該当するもの(次号に該当するものを除く。) 当該四半期終了後十日以内
三 第九十三条第一項ただし書の規定により会計管理者が特に必要と認められたもの 当該月終了後十日以内

第二百四十四条中「その管理する備品に形状又は性質に応じて」を「次に掲げる備品を除き、その管理する備品一点ごとに」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 法第二百三十九条第一項に規定する県が使用のために保管する動産(以下「借受物品」という。)で、表示することが適当でないもの
二 前号に掲げるもののほか、形状又は性質により、表示することが困難又は不適当な備品

別表第一総務部の項中「群馬県立女子大学 群馬県前橋行政県税事務所」を「群馬県前橋行政県税事務所」に改め、同表健康福祉部の項中「群馬県立県民健康科学大学 群馬県渋川保健福祉事務所」を「群馬県渋川保健福祉事務所」に改め、同表教育委員会の中「富岡高等学校 富岡東高等学校」を「富岡高等学校」に、「中之条高等学校 吾妻高等学校」を「吾妻中央高等学校」に改める。

別表第二地域機関等の項中

Table with 2 columns: Institution Name and Position. Includes entries for 群馬県立女子大学 (会計図書係長), 行政県税事務所 (総務振興係長, 総務係長, 収納係長), 行政県税事務所 (総務振興係長, 総務係長, 収納係長), 群馬県立県民健康科学大学 (総務会計係長), 保健福祉事務所 (総務福祉係長), 保健福祉事務所 (総務福祉係長), 保健福祉事務所 (総務福祉係長), 群馬県上信自動車道建設事務所 (総務係長), 群馬県上信自動車道建設事務所 (総務係長), 群馬県上信自動車道建設事務所 (総務担当職員).

群馬県立図書館

総務企画係長

を

に改める。

群馬県立図書館

総務係長

別表第四の二役務費の項に次の一号を加える。
十五 道路交通法の規定に基づく臨時適性検査の手数料
附 則
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第116号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第170号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

2の項に次のように加える。

又 群馬県公立大学法人の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成30年群馬県条例第8号。以下「整備条例」という。）第1条の規定による廃止前の群馬県立女子大学条例（昭和54年群馬県条例第47号）第2条の群馬県立女子大学及び整備条例第1条の規定による廃止前の群馬県立県民健康科学大学条例（平成16年群馬県条例第64号）第2条の群馬県立県民健康科学大学に係る出納整理期間中の支出負担行為の確認に関する事務

◎群馬県告示第117号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第171号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

表管財課の項の前に次のように加える。

総務部総務課	分任出納員	会計局審査課出納員	群馬県公立大学法人の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成30年群馬県条例第8号。以下「整備条例」という。）第1条の規定による廃止前の群馬県立女子大学条例（昭和54年群馬県条例第47号）第2条の群馬県立女子大学に係る出納整理期間中の支出負担行為の確認に関する事務
--------	-------	-----------	--

表県民センターの項の次に次のように加える。

健康福祉課	分任出納員	会計局審査課出納員	整備条例第1条の規定による廃止前の群馬県立県民健康科学大学条例（平成16年群馬県条例第64号）第2条の群馬県立県民健康科学大学に係る出納整理期間中の支出負担行為の確認に関する事務
-------	-------	-----------	---

訓令

群馬県訓令甲第三号

群馬県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

県庁
地域機関
専門機関

群馬県処務規程の一部を改正する訓令

群馬県知事 大澤 正明

群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。別表第二女子大学の項及び県民健康科学大学の項を削り、同表群馬産業技術センターの項中「副所長。副所長が不在のときは」、「副所長及び」及び「共に」を削る。別記様式第十号の十中「要介護者の場合は、その統括」を「統括等」に改め、同様式注中「統括」の次に「(申出に係る子が群馬県処務規程第33条第3項に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等である場合にあつては、その事実)」及び「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は委託措置決定に係る証明書」を加える。別記様式第十三号注1、別記様式第十四号の三注1、別記様式第十四号の六注1、及び別記様式第十四号の七注1中「戸籍抄本」の次に「、官公署が発行する養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は委託措置決定に係る証明書」を加える。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第四号

群馬県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

県庁
地域機関
専門機関

群馬県文書管理規程の一部を改正する訓令

群馬県知事 大澤 正明

群馬県文書管理規程(昭和六十一年群馬県訓令甲第一号)の一部を次のように改正

する。

第二条第四号中「規定する」の下に「コンベンション推進局及び」を加える。第八条第二項第四号中「観光局長」を「コンベンション推進局長宛てのものはコンベンション推進課、観光局長」に、「観光物産課」を「観光物産課」に改める。第十七条第一項中「及び送り仮名の付け方(昭和四十八年内閣告示第二号)」を「送り仮名の付け方(昭和四十八年内閣告示第二号)及び公用文における漢字使用等について(平成二十二年内閣訓令第一号)」に改める。別表第一の1の表企画部の項中

「総合政策室 コンベンション推進課	総政 ロコ推	を
「総合政策室	総政	に改め、別表第一の1の表産業
「経済部の項中 産業人材育成課	産人	を
「産業人材育成課 コンベンション推進課 コンベンション施設整備課	産人 推整 ココ	に改め、別表第一の2の表総務
「の項中 女子大学 前橋行政県税事務所	女大 前行税	を
「前橋行政県税事務所	前行税	に改め、別表第一の2の表健康
「福祉部の項中 県民健康科学大学 茨川保健福祉事務所	健科大 保保福	を
「茨川保健福祉事務所	保保福	に改める。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

■ 災害対策本部規程

群馬県災害対策本部規程第二号

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

群馬県災害対策本部長 大澤 正明

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程(昭和三十九年群馬県災害対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二企画部の部企画部長の款企画応援班の項中「コンベンション推進課長」を

「地域政策課長」に、「総合政策室長」を「総合政策室長」に改め、同表産業経済部

の部産業経済部長の款産業経済応援班の項中「産業人材育成課長」を

「産業人材育成
コンベンション
推進課長」に改める。

課長

ン推進課長
ン施設整備課長

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

■ 国民保護対策本部規程
■ 緊急対処事態対策本部規程

群馬県国民保護対策本部規程第一号

群馬県緊急対処事態対策本部規程第一号

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

群馬県国民保護対策本部長 大澤 正明

群馬県緊急対処事態対策本部長 大澤 正明

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程(平成十八年群馬県国民保護対策本部規程第一号及び平成十八年群馬県緊急対処事態対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二企画部の部企画部長の款企画応援班の項中「コンベンション推進課長」を「地域政策課長」に改め、同表産業経済部の部産業経済部長の款産業経済応援班の項中「産業人材育成課長」を「産業人材育成課長」に改める。

「産業人材育成
コンベンション
推進課長」に改める。

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
